表１　モニターイオンの例

検出器 ＼ 対象物質	2(3)エ①に該当する検出器	2(3)エ②に該当する検出器	
	モニターイオン（m／z）	プリカーサイオン（m／z）	プロダクトイオン※（m／z）
クロロ酢酸	93、139	93、139	35
ジクロロ酢酸	127、173	127、173	83
トリクロロ酢酸	161、207	161、207	117

※プロダクトイオンをモニターイオンとする。

５　検量線の作成

ハロ酢酸混合標準液を段階的にメスフラスコ４個以上に採り、それぞれに精製水を加えて10mlとする。この場合、調製した溶液のそれぞれの対象物質の濃度は、上記４(1)に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。以下上記４(2)と同様に操作して、それぞれの対象物質のモニターイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、それぞれの対象物質の濃度との関係を求める。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作してそれぞれの対象物質の濃度を求め、上記４(1)に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

(1)　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

(2)　上記(1)により求められた差が調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記(1)で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記(1)により求められた差が再び調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第18の３中「試験する。」の下に「速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、２週間以内に試験する。」を加え、同表の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を「100mlとする。」の下に「この場合、調製した溶液の臭素酸の濃度は、上記４(1)に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、同表の５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作して臭素酸の濃度を求め、上記４(1)に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

(1)　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

(2)　上記(1)により求められた差が調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記(1)で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記(1)により求められた差が再び調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第19の１(6)中「空試験」を「精製水について試験」に改め、同表の３中「冷蔵保存する」を「冷蔵保存し、72時間以内に試験する」に改め、同表の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を「50mlとする。」の下に「この場合、調製した溶液のホルムアルデヒドの濃度は、上記４(1)に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、同表の５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水50mlを採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作してホルムアルデヒドの濃度を求め、上記４(1)に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

(1)　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４(1)及び(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

(2)　上記(1)により求められた差が調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記(1)で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記(1)により求められた差が再び調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第20の３中「24時間以内」を「72時間以内」に改め、同表の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を「100mlとする。」の下に「この場合、調製した溶液のそれぞれの陽イオンの濃度は、上記４(1)に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、同表の５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作してそれぞれの陽イオンの濃度を求め、上記４(1)に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

(1)　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

(2)　上記(1)により求められた差が調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記(1)で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記(1)により求められた差が再び調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。